

# 農業委員 募集

農業委員会等に関する法律が改正され、これまでの選挙制及び農業協同組合・土地改良区・議会からの選任制から、公募によって候補者を募集し、町議会の同意を得て町長が選任する任命制に変わりました。

そのため、農業に関する識見があり、農業委員会の職務を適切に行うことができる方を募集します。

## 募集内容

身分 農業委員（和寒町の特別職の非常勤職員）  
募集人数 14名 うち利害関係のない者  
（農業経営及び従事していない者）1名以上を含む  
任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）  
報酬 月額 33,400円（年額 400,800円）

## 主な業務

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に伴う現地での調査、指導及び監視業務等、月1回程度の会議

## 推薦及び 応募資格

- (1) 法令等により兼職を禁止されていない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと

## 受付期間

平成29年4月5日（水）～5月2日（火）の間  
ただし、定員に満たなかった場合は、期間を延長することがあります。  
※期間中及び受付終了後は、法令に基づき、農業委員の募集に係る応募者の情報を公開します。

## 推薦及び 応募方法

所定の申込書に記入し、農業委員会事務局までご持参ください。  
書類は、農業委員会事務局での配布のほか、町ホームページからダウンロードすることができます。（個人推薦・団体推薦・応募で様式が違いますので、作成の際はご注意ください）

- (1) 個人推薦 地域の農業者等3名による推薦
- (2) 団体推薦 農業者が組織する団体等による推薦
- (3) 一般応募 応募者本人による応募

※様式のダウンロードは下記のページから

<http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/agricultural-committee/>

## その他

申込者数が定数を超えた場合は、農業委員候補者審査委員からの意見聴取などを実施した上で、町長が委員の候補者を決定し、町議会の同意を得た上で、農業委員を選任します。

なお、法令により、農業委員の構成は認定農業者が過半数であること、利害関係のない者（農業経営及び従事していない者）を1名以上含むことが定められています。



■お問い合わせ：農業委員会事務局 TEL 32-2435  
E-mail : nouyouiin@town.wassamu.hokkaido.jp